

知って得 国民健康保険

70歳未満の方の入院費用窓口負担軽減について

昨年4月から70歳未満についても、医療機関ごとの入院費用の窓口での支払いが、高額療養費制度における月単位での自己負担限度額までとなりました。

入院等により、医療費が高額になると見込まれる方は、事前に保険課で限度額認定の申請をし、認定証（所得区分による認定）の交付を受けてください。

この認定証を医療機関窓口に表示することにより、窓口負担が軽減されます。

※3回目までの自己負担限度額（月額）

一般	80,100円+	医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。
上位所得者	150,000円+	医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。
住民税非課税世帯		35,400円



問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122~123

国民年金

社会保険事務所窓口での現金（保険料） 領収が原則として廃止されます。

社会保険庁では、これまでにコンビニエンスストア納付やクレジットカード納付の導入など、納めやすい環境づくりを進めてきましたが、これらの納付方法による納付を促進するため、原則として社会保険事務所窓口における国民年金保険料の現金領収が廃止されることとなりました。

今後の国民年金保険料の納付につきましては、次の方法により納付していただきますよう、ご理解のほどよろしく申し上げます。

①国民年金保険料納付書による納付

お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納めます。

②口座振替による納付

毎月自動的に保険料が引落しされ、納付のたびに金融機関や郵便局などまで行く必要がないのでとても便利です。申し込みはお近くの金融機関、郵便局等で行ってください。

③クレジットカードによる納付

将来の保険料を定期的に立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。申し込みは熊本東社会保険事務所または役場保険課で行ってください。

※電子納付が利用できます

自宅からインターネット等を利用して納める方法です。詳しくは社会保険庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.sia.go.jp/>)

(注) 社会保険事務所から保険料の督促等をした場合などは、当分の間、社会保険事務所の窓口でも現金による納付を受け付けております。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎367-8144
役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122・123